

岩手県告示第10号

岩手県自然環境保全条例（昭和48年岩手県条例第62号）第12条第1項の規定に基づき次のとおり自然環境保全地域を指定し、岩手県自然保護条例の規定による自然保護地区の指定（昭和49年岩手県告示第89号の2）は、廃止する。

平成22年1月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 自然環境保全地域の名称

区界高原自然環境保全地域

2 自然環境保全地域に含まれる土地の区域

盛岡市築川第2地割字源治林52番地の1及び宮古市門馬田代第2地割111番地の1から29まで並びに以上に介在する道路及び水路（別紙図面のとおりに。）

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課、盛岡市役所及び宮古市川井総合事務所に備えておいて縦覧に供する。